

## 大磯町介護保険条例の一部を改正する条例

大磯町介護保険条例（平成12年大磯町条例第14号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「平成27年度」を「平成30年度」に、「平成29年度」を「平成32年度」に改め、同項第1号中「33,000円」を「34,200円」に改め、同項第2号及び第3号中「49,500円」を「51,300円」に改め、同項第4号中「59,400円」を「61,560円」に改め、同項第5号中「66,000円」を「68,400円」に改め、同項第6号中「75,900円」を「82,080円」に改め、同号ア中「同じ。）」の次に「（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第38条第4項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下この項において同じ。）」を加え、同項第7号中「79,200円」を「85,500円」に改め、同号ア中「190万円」を「200万円」に改め、同項第8号中「92,400円」を「99,180円」に改め、同号ア中「290万円」を「300万円」に改め、同項第9号中「95,700円」を「109,440円」に改め、同項第10号中「108,900円」を「123,120円」に改め、同項第11号中「112,200円」を「126,540円」に改め、同項第12号中「122,100円」を「136,800円」に改め、同項第13号中「135,300円」を「150,480円」に改め、同条第2項中「平成27年度」を「平成30年度」に、「平成29年度」を「平成32年度」に、「29,700円」を「30,780円」に改める。

第13条第3項中「第1号」を削る。

別表を次のように改める。

別表（第12条関係）

利用料を徴収する事業	利用料
法第115条の45第1項に規定する地域支援事業のうち短期集中通所型サービス事業	1回につき300円

## 附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第4条の規定は、平成30年度分の保険料から適用し、平成29年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

平成30年 2月15日提出

大磯町長 中 崎 久 雄